

議案第46号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

補償基礎額について改めるため，提案するものであります。

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例

第1条 調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,877円」を「6,889円」に，「8,600円」を「8,612円」に，「11,420円」を「11,435円」に，「12,960円」を「12,978円」に，「15,500円」を「15,520円」に，「16,529円」を「16,550円」に改め，同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,664円」を「6,033円」に，「6,564円」を「7,198円」に，「8,001円」を「8,741円」に，「9,650円」を「10,045円」に，「10,845円」を「11,606円」に，「12,016円」を「12,134円」に改める。

第2条 調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,889円」を「7,005円」に，「8,612円」を「8,709円」に，「11,435円」を「11,427円」に，「12,978円」を「12,969円」に，「15,520円」を「15,510円」に，「16,550円」を「16,539円」に改め，同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「6,033円」を「6,105円」に，「7,198円」を「7,197円」に，「8,741円」を「8,916円」に，「10,045円」を「10,422円」に，「11,606円」を「11,433円」に，「12,134円」を「11,826円」に改め，

同表備考第2項第2号中「医師及び歯科医師にあつては4年，薬剤師にあつては5年」を「4年」に改め，同項中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とし，第6号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）別表の規定は，平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については，同表の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）別表（経験年数が10年未満である学校医及び学校歯科医並びに経験年数が5年未満及び10年以上20年未満である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定は，平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については，同表の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 第2条による改正後の条例別表（経験年数が10年未満である学校医及び学校歯科医並びに経験年数が5年未満及び10年以上20年未満である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は，この条例の施行

の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については，同表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5 適用日から施行日の前日までの間において，第1条の規定による改正前の調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定による傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定による休業補償，障害補償一時金，遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は，これらに相当する第1条による改正後の条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

6 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において，第2条の規定による改正前の調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表（経験年数が10年未満である学校医及び学校歯科医並びに経験年数が5年未満及び10年以上20年未満である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定による傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金（平成27年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定による休業補償，障害補償一時金，遺族補償一時金及び葬祭補償（平成27年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は，これらに相当する第2条による改正後の条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。